

2017 年 8 月 11 日

「LT会」会報第 17-5 号（総 173 号）

上海 LT コンサルティンググループ

外国税額控除 2

LT グループ高級顧問
前田公認会計士・税理士事務所
日本国公認会計士/税理士
前田勝己

前は「外国税額控除 1」として、中国への出張者が日本および中国の両国で個人所得税を支払った場合に、居住地である日本で手続きをすれば、中国で支払った所得税の一部が還付されることを記載しました。

出張ベースで中国において勤務する日本人が、いわゆる 183 日ルールに抵触した場合、もしくは、PE 認定されて中国で個人所得税を支払う必要が出た場合などにおいて、多くの会社は中国で納付する個人所得税は、個人が負担するのではなく、会社が負担をしていると思われます。そうしないと、会社の命令で中国に出張しているにもかかわらず、日本での所得税に加え、中国で追加的に発生する税金も出張者が個人で負担するとなると、出張者は納得がいかないですね。

その場合、会社が負担した中国での個人所得税は、日本の税務上は「現物給与」として個人の所得に加えて税額を計算する必要があります。したがって日本での所得税額が増えるわけですね。

具体例：

日本での給与額面 200,000 円、日本での税金 30,000 円 中国での税金 50,000 円

中国で支払う必要のある税金 50,000 円を日本の親会社が負担した場合。

改定後給与 250,000 円（＝20 万円＋5 万円）

改定後税額 40,000 円（＝30,000 円＋10,000 円：給与増加分 5 万円に対応する所得税 1 万円を支払う必要あり）

また、ここからちょっと複雑になります。

増加した所得税 10,000 円は、これも出張者個人が本来負担すべき税金ですが、出張者に不利にならないように会社が負担するのが一般的です。そうしますと、さらにこの 10,000 円も「現物給与」として認定されることとなります。

改定後給与 260,000 円（＝20 万円＋5 万円＋1 万円）

改定後税額 42,000 円 (=30,000 円+10,000 円+2,000 円 : 給与増加分 1 万円に対応する所得税 2 千円を支払う必要あり)

さて、さらにですが、増加した 2 千円の所得税を会社が負担することになりますので、さらに 2 千円を「現物給与」として所得に加えて税額計算しての繰り返しになります。循環計算となりますので、どこかで区切りをつけて所得額および税額を確定させる必要があります。

纏めますと、中国への出張者（日本居住者）の場合、中国で支払った個人所得税は外国税額控除の手続を取ることでその一部が還付されます。他方で、その税額を会社が負担した場合、日本における所得額が増加することとなり、日本の所得税が増えることとなります。

外国税額控除での還付額（50,000 円うち 20,000 円が還付されると仮定）

日本での増加税額（循環計算の結果、12,500 円が追加で支払う税額と仮定）

差引での還付額（20,000 円－12,500 円＝7,500 円）

前回のコラムでも述べましたように、そもそも外国税額控除は中国で支払った個人所得税の全額が還付されるわけではない上に、中国での個人所得税を会社負担とすることによる日本での個人所得税の追加納税があるため、これらの結果として、実質的に手元に還付される金額は想定以上に少なくなってしまうのが一般的です。

就労ビザの規制などから、中国の居住者（日本で非居住者）となり中国で勤務を行うことが困難となり、やむを得ず出張ベースで中国に勤務されているケースも最近よく耳にします。ただし、日本および中国の税務面から検討すると、出張ベースで中国に滞在し、日本及び中国の両国で個人所得税の納税を行う場合は、日中両国の二重課税の状況となり、また外国税額控除の手続を取ったとしても完全に二重課税が回避できるわけではないため、税負担が大幅に増加することとなります。

以上